

# 令和5年度社会教育関係団体への補助金交付に係る中間報告と令和6年度の予定について

## ○ 社会教育・文化芸術事業補助金

### 1 制度の趣旨

社会教育活動の充実及び地域の教育力の向上並びに文化芸術活動の振興と発展を図るため、これらに関わる社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体が実施する各種事業の実施に必要な経費の一部を補助する。

### 2 補助対象者

次の要件を全て満たす社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体

- (1) 市内に住所及び活動の本拠を有すること。
- (2) 別表1の補助対象者の区分1及び2(1)の団体である場合は、その構成員の過半数を市民が占め、補助対象者の区分2(2)又は(3)の団体である場合は、その構成団体の過半数を市内に住所及び活動の本拠を有する団体が占めること。
- (3) 規約、定款等を有し、代表者又は役員が置かれていること。
- (4) 事業実施において、目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。

### 3 補助対象事業

- (1) 家庭教育支援事業  
保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供等を行うもので、学習活動日が5日以上
- (2) その他の社会教育事業及び文化芸術事業  
生涯学習関係の講演会、研修会、社会奉仕や自然体験、シンポジウム、各種発表、展示、大会、鑑賞会等

### 4 補助対象者の区分等

#### 別表1

補助対象者の区分		補助上限額	補助率
1	家庭教育支援事業（学習活動日が5日以上のもの）を行う団体	30,000円	補助対象経費の10分の10以内
2	(1) 単独等（1～4）の団体	50,000円	補助対象経費の2分の1以内
	(2) 5団体以上で構成する連合的な組織	100,000円	
	(3) 40団体以上で構成する連合的な組織（ただし、構成団体の活動の分野が多岐にわたること）	300,000円	

※区分1のみ、同一団体に対する同一事業に係る補助金の交付は、連続する場合3年を限度とする。

### 5 手続の流れ（令和6年度）

令和6.3～	令和6.4～	令和6.6末	令和6.7
市民への周知 募集案内等配付	補助交付申請 受付開始	交付申請締切	交付申請書の審査 交付の可否を決定

※申請書の受理日以降の事業が対象

※年度内に支出したものを対象経費として認める。

### 6 交付決定方法

- (1) 書類審査、調査等の上、交付年度の前5年間（ただし、現在の補助金要綱を制定した令和元年度以降）において当該補助金の交付回数のないものから順に決定する。
- (2) 申請総額が予算の範囲を超える場合は、過去に交付を受けた回数等により採択の有無及び交付額を決定する。

【参考】社会教育・文化芸術事業補助金の予算額、決算額の推移 (円)

		令和元年度	令和2年度	令和R3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5.12末時点)
家庭教育事業及び 社会教育事業	予算額	150,000	150,000	130,000	130,000	130,000
	決算額	117,000	0	30,000	50,000	80,000
文化芸術事業	予算額	1,523,000	1,523,000	1,320,000	1,272,000	1,272,000
	決算額	1,461,000	335,000	300,000	955,000	757,000

7 令和5年度交付決定団体及び交付等について

- (1) 申請があった全件について交付決定した。  
 (2) 交付決定額及び確定額については、下表のとおり

(円)

種別／申請者名		決定額	確定額※	備考
家庭教育事業	永山西小家庭教育クラブ『読み聞かせ』	30,000	30,000	
社会教育事業	旭川ママのひろば	50,000	50,000	
小計		80,000	80,000	
文化芸術事業	旭川歌人クラブ	25,000	25,000	交付済み
	演劇集団シベリア基地	25,000	25,000	
	特定非営利活動法人 日米加吟詠連盟 日本國風流 詩吟吟舞会認可 北海道旭川地区本部	50,000	50,000	交付済み
	旭川俳句連盟	50,000	50,000	交付済み
	The Briosso Brass	50,000	50,000	
	旭川子ども劇場	50,000	50,000	交付済み
	箏曲華瑤会	50,000	50,000	交付済み
	旭川交響吹奏楽団	50,000	50,000	
	旭川・北の暦友の会	50,000	50,000	
	北海道写真協会旭川支部	50,000	50,000	交付済み
	永山文化協会	100,000	57,000	交付済み
	旭川文化芸術協議会	100,000	100,000	
	旭川ア・カペラ合唱祭実行委員会	100,000	100,000	
	旭川市民マンドリンアンサンブル	50,000	50,000	
	小計	800,000	757,000	
合計	880,000	837,000		

※家庭教育事業及び社会教育事業は社会教育課が所管，文化芸術事業は文化振興課が所管

※確定額には予定のものも含む

○ 旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金

1 制度の趣旨

本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため，文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動等の遠征費用(派遣費用)の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める者。ただし，本補助金以外に本市から補助金の交付を受ける者を除く。

- (1) 全国大会に出場する部活動等が所属し，かつ市内に所在する学校の長
- (2) 全国大会に出場する市内に所在する青少年派遣団体の代表者
- (3) 全国大会に個人参加する18歳以下の市内に在住する個人の保護者

3 補助対象経費等

- (1) 大会に出場する者のうち，本市に在住する者の交通費及び宿泊費
- (2) 道内遠征費は，1人5,000円又は1団体50,000円のうち低い額を補助上限額とする。
- (3) 道外遠征費は，1人8,000円又は1団体80,000円のうち低い額を補助上限額とする。

4 令和5年度交付決定及び前年度の交付実績について

- (1) 令和5年度は令和5年12月末現在，1団体(北海道旭川東高等学校放送局)へ交付済み
- (2) 予算の範囲内(240,000円)で先着順に採択する。

【参考】旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金の予算額、決算額の前年度との比較

令和4年度		令和5年度	
予算額	240,000円	予算額	240,000円
決算額	80,000円	確定額	8,000円
申請件数	1件	申請件数	1件
採択件数	1件	採択件数	1件
交付先	北海道旭川永嶺高等学校(吹奏楽局)	交付先	北海道旭川東高等学校(放送局)

○ 旭川市文化芸術特定事業補助金

1 制度の趣旨

旭川市文化芸術特定事業助成方針の特定事業に該当し、かつ本市の文化芸術の発展又は青少年の健全育成等に大きく寄与すると期待される事業に対し、当該経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める事業を実施する者

- (1) 民間ユネスコ活動事業
- (2) 文化人顕彰事業
- (3) 音楽文化振興事業
- (4) 大規模展覧会開催事業

3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、200万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和5年度交付決定及び前年度の交付実績について

- (1) 令和5年度交付予定先の全てから申請があり、申請額と同額の交付決定をした。
- (2) 令和4年度の美術展実行委員会からは事業実施後に入場者数増のため取下げ申請が出された。令和5年度の美術展実行委員会からは取下げ申請が提出されていない(令和5年12月末現在)が、取り下げる見込みである。

【参考】旭川市文化芸術特定補助金の予算額・決算額の前年度との比較 (円)

交付予定先	令和4年度		令和5年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
旭川ユネスコ協会	400,000	100,000	100,000	100,000
	450,000	450,000	450,000	450,000
小熊秀雄賞市民実行委員会	450,000	350,000	450,000	350,000
	800,000	0	800,000	800,000
AMP 旭川音楽振興会	450,000	350,000	450,000	350,000
	800,000	0	800,000	800,000
美術展旭川市民実行委員会	800,000	0	800,000	800,000
	800,000	0	800,000	800,000

※美術展旭川市民実行委員会は、令和4年度は「北斎展旭川市民実行委員会」、令和5年度は「竹久夢二展旭川市民実行委員会」だが、便宜上まとめて記載する。

○ アイヌ文化伝承事業費補助金

1 制度の趣旨

アイヌ文化の振興を促進し、市民がアイヌ文化に親しみ理解を深める機会の拡充を図るため、アイヌ文化に関わる団体が実施するアイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とした各種事業に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める者

- (1) 旭川アイヌ協議会
- (2) 北海道アイヌ協会
- (3) (1), (2)のほか、アイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とし、市内に住所及び活動の本拠を有する団体

3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、100万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和5年度交付決定及び前年度の交付実績について

- (1) 北海道アイヌ協会への補助金は、交付決定しているが確定はしていない。
- (2) 令和5年度からは、旭川アイヌ協議会のアイヌ文化伝承事業については補助金ではない形での支援に変更している。

【参考】アイヌ文化伝承事業費補助金の、前年度の予算額・決算額との比較 (円)

交付予定先	令和4年度		令和5年度	
	北海道アイヌ協会	予算額	30,000	予算額
	決算額	30,000	決定額	30,000

○ その他、令和5年度に予定している社会教育関係団体への補助金について (社会教育部所管分)

1 令和5年度交付決定及び前年度の交付実績について

- (1) 申請があった全件について交付決定している。旭川郷土芸能保存連絡会からは申請がない。
- (2) 優佳良織伝承の会への補助金は4回に分けて概算払いをしている。
- (3) (一社)川村カ子トアイヌ記念館への補助金は額が確定して交付済みである。

【参考】その他補助金の、前年度の予算額・決算額との比較 (円)

交付予定先	令和4年度		令和5年度	
	旭川市PTA連合会	予算額	500,000	予算額
決算額		500,000	決定額	500,000
旭川郷土芸能保存連合会	予算額	400,000	予算額	400,000
	決算額	0	決定額	—
優佳良織伝承の会	予算額	7,200,000	予算額	7,200,000
	決算額	7,200,000	決定額	7,200,000
(一社)川村カ子トアイヌ記念館	予算額	212,839,000	予算額	18,500,000
	決算額	212,810,000	確定額	18,370,000

※旭川市PTA連合会への補助金は社会教育課が所管、ほかは文化振興課が所管